

令和  
五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)  
四年

(令和四年三月二十五日(金曜日))

議事日程(第四号)

令和四年三月二十五日 午前十時開議

- 第一 議第 二号 五條市立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
議第 七号 公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の一部改正について  
議第 十号 五條市立中央公民館条例等の一部改正について  
議第 十三号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正について  
議第 十九号 奈良県広域消防組合規約の変更について  
議第 二十号 令和三年度五條市一般会計補正予算(第十二号)議定について  
第二 議第 三号 五條市空家等の適正管理に関する条例の制定について  
議第二十一号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について  
議第二十二号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定について  
議第二十三号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)議定について  
第三 議第 九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について  
議第二十四号 令和四年度五條市一般会計予算議定について  
議第二十五号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について

- 議第二十六号 令和四年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十七号 令和四年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十八号 令和四年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十九号 令和四年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十一号 令和四年度五條市下水道事業会計予算議定について
- 議第三十二号 令和四年度五條市水道事業会計予算議定について
- 第四 同第一号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第五 推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 推第二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 推第三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第六 発議第二号 五條市議会委員会条例の一部改正について
- 第七 発議第三号 市長の専決処分事項についての一部改正について
- 第八 発議第四号 議第二十四号 令和四年度五條市一般会計予算議定に対する附帯決議について
- 第九 発議第五号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一番 齋藤 有紀  
二番 谷 勝 啓

欠席議員（なし）

市長	太田好紀
副市長	堀内達哉
教育長	堀内伸起
理事・総務部長（財政事務担当）	南則行
事務取扱	南則行
技監	冠雅之
市長公室長	井上昭
総務部長	松本成昭
危機管理監	石田茂人

十二番	大谷龍雄
十一番	藤富美恵子
十番	吉田雅範
九番	山口耕司
八番	福塚実孝
七番	岩本佳秀
六番	窪田正司
五番	吉田清司
四番	平岡全
三番	養田全康

事務局職員出席者

すこやか市民部長	田中久美
あんしん福祉部長	名迫雅浩
産業環境部長(兼務)	都市整備部長
教育部長	平己富長
西吉野支所長	中本賢二
大塔支所長	大垣佳悟
水道局長	吉川佳秀
会計管理者	東純司
財政課長	小森比登
戸野	戸野
事務局次長	馬場雅樹
事務局次長補佐	辰巳大輔
事務局係長	打集和
速記者	柳ヶ瀬
	五美

午前十時零分開会

○議長(山口耕司) ただいまから、去る九日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

初めに、やまと広域環境衛生事務組合議会の報告があります。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月十五日、午後三時からやまどクリーンパークにおいて開催されました、令和四年やまど広域環境衛生事務組合議会第一回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、初めに管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶があり、開議の宣言、議席の指定、会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日間とすることが決定されました。

次に、議案審議に入り、報第一号 令和三年度やまど広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第一号）の専決処分の報告につきましては、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第三項の規定により、議会の承認を求めたものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千五百五万五千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九億六千九百九十九万一千円とするもので、歳出予算の主なものは、健康増進施設予定地の一次造成設計業務委託及び一次造成工事に伴う御所市への負担金補助及び交付金であるとの説明を受け、議員から、工事や建設に係る入札等について、当組合議会から御所市に対しどのように依頼しているかについてただしたのに対し、「組合議会の承認後、御所市議会で議案が可決されており、予算の裏付けにより適正に進めてまいります。管理者であり御所市長でもあることから、事務処理が曖昧にならないよう速やかに御所市と書面をもって進めてまいります」との答弁があり、慎重審議を経て採決の結果、全員一致をもって原案のとおり承認されました。

次に、議第一号 令和四年度やまど広域環境衛生事務組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ九億八千六百二十三万三千円で、歳入は、一款分担金及び負担金につきましては、本組合を構成する三市町の負担金で、八億二千九百六十四万二千円。

二款財産収入につきましては、基金利子で八万円。

三款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金で六千二百八十三万五千円。

四款諸収入、一項預金利子につきましては一万円。二項雑入につきましては、売電収入並びに資源物売却料等で九千三百四十五万六千円。

次に、歳出は、一款議会費につきましては、議員報酬等で三十万円。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費につきましては、組合事務運営に伴う諸経費等で一億二千四百九十万四千円。二目財産管理費につきましては、基金積立金等で九千四百八十五万八千円。三目公平委員会費につきましては報酬で一万六千円。一項総務管理費の合計は、二億一千九百七十七万八千円。二項監査委員費につきましては報酬で一万五千円。

三款衛生費、一項清掃費、一目清掃総務費につきましては、施設光熱水費並びに土地借地料等で五千三百八十七千円。二目ごみ処理費につきましては、ごみ処理施設に係る委託料等で七億七百七十四万三千円。

三款衛生費の合計は七億六千九十三万円。

四款予備費につきましては五百万円であるとの説明を受け、議員から、周辺地区環境整備基金積立金残高についてただしたのに対し、「九月三十日現在で一億四百八万四千円である。」との答弁があり、慎重審議を経て採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決されました。次に、議第二号 やまと広域環境衛生事務組合監査委員の選任につきましては、管理者の東川御所市長から五條市議会選出の大谷龍雄議員が指名され、本人の除斥後、慎重審議を経て採決の結果、全員一致をもって原案のとおり同意されました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、令和四年やまと広域環境衛生事務組合第一回定例会の報告といたします。ありがとうございます。

○議長（山口耕司）以上で、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告を終わります。

次に、奈良県広域消防組合議会の報告があります。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀登壇〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十五日、午後二時三十五分から奈良県広域消防組合消防本部において開催されました、令和四年奈良県広域消防組合第一回定例会の概要を報告いたします。

本会議の冒頭、天理市内田智之議員、広陵町堀川季延議員、大淀町水本昭博議員の三名の欠席が報告された後、管理者の亀田樞原市長から議会招集の挨拶があり、本定例会の会期を二月二十五日の一日間とすることが決定されました。

会議録署名議員の指名に続き、議長から諸報告及び管理者から行政報告がありました。

次に、一般質問に入り、議員から、新型コロナウイルス感染拡大による救急体制の現状と医療機関との連携について及び消防職員感染者増加による消防力の低下回避に向けた対応についてただしたのに対し、「困難な状況は確かにあるが、医療機関との情報共有が可能なe-MA TCHというシステムを活用して、早期の病院収容を目指していること、また、消防力の維持については、広域化によるメリットを生かし、消防力が不足した署への応援要員の確保態勢や、通信指令部署の経験者や再任用職員に災害受信の事前研修を行うなど、現場要員確保等の取

組について」の答弁がありました。

また、議員から、有事に際して退職者に協力を求める等の体制を構築しておくことの検討について提案がありました。

次に、報第一号 損害賠償の額の決定の専決処分分の報告につきましては、二件の損害賠償額の決定と専決処分分の報告がありました。

次に、議案審議に入り、議第一号 奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第二号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議第三号 奈良県広域消防組合職員退職手当基金条例の制定について及び議第四号 令和三年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第二号）についての提出議案の説明の後、各議案について、いずれも慎重審議を経て採決の結果、全員一致をもって各議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第五号 令和四年度奈良県広域消防組合一般会計予算についての提出議案の説明の後、議員から、令和四年度予算が前年度比較で減額となっているが、予算減により災害対応が手薄にならないのか。また、災害の多様化あるいは救急需要の増加や、特にコロナ禍における活動が懸念される状況で、職員の確保策についてただしたのに対し、再任用職員の増員や、署所の適正配置計画による効率的な職員運用についての説明の後、「二〇三〇年ごろに迎える救急需要のピーク等を検証し採用計画に反映させる。」との答弁があり、慎重審議を経て採決の結果、全員一致をもって、本案は原案のとおり可決され、本会議は閉会となりました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧いただきますようお願いいたします。

以上、概要を申し上げます、令和四年奈良県広域消防組合第一回定例会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司）以上で、奈良県広域消防組合議会の報告を終わります。

次に、南和広域医療企業団議会の報告があります。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、去る三月二日午後二時から南奈良総合医療センターにおいて開催されました、南和広域医療企業団議会令和四年第一回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、初めに、南和広域医療企業団杉山企業長から議会招集の挨拶があり、議長から開会宣告及び開議宣告並びに議席の指定、会議

録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日間とすることが決定されました。

次に、議案審議に入り、選第一号 南和広域医療企業団議会副議長の選挙について、指名推選により、私が副議長に選出されました。

次に、選第二号 選出された議員の常任委員会委員の選任について、私が総務委員会委員に選任され、次に、議長から諸報告がありました。次に、議第一号 令和三年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第三号)について、議第二号 令和四年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について、議第三号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第四号 南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、それぞれ提出議案の説明がありました。

中でも、議第一号 令和三年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第三号)については、新型コロナウイルス患者・難病患者・化学療法患者の増加に伴い、収益及び医薬品等の材料購入に係る経費についての補正予算であり、議第二号 令和四年度南和広域医療企業団病院事業会計予算については、収益的収支では、収入を百七億四千三百六十二万二千元、支出を百六億二千二百二十二万二千元とするもので、収益的収支は一億二千九十四万円の黒字となるとの説明を受け、慎重審議を期するため、議第一号から議第四号の四議案が総務委員会に付託されました。

その後、総務委員会を開催し、付託された議案について慎重審議を行い、採決の結果、各議案とも原案のとおり可決することに決しました。総務委員会では議案審議の後、理事者から報告事項として、一、令和三年度診療状況について、二、令和三年度決算見込について、三、南和広域医療企業団中期計画についての三件について説明を受け、発熱外来の対応状況やドクターヘリ搬送時の医療費患者負担額明示、ICTを活用したオンライン診療や県内医療機関との患者情報の共有など、さまざまな事項について闊達な意見交換を行いました。

総務委員会終了後、本会議が再開され、総務委員会に付託された四議案について、総務委員会委員長報告どおりに決することについて、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、総務委員会から議閉会中の継続審査事項についての申出を可決し、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます。南和広域医療企業団議会令和四年第一回定例会の報告といたします。

ありがとうございます。

○議長(山口耕司) 以上で、南和広域医療企業団議会の報告を終わります。



○議長（山口耕司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

なお、各委員会の委員長報告の際はマスクをつけたまま御報告いただきますが、長時間にわたる場合はマスクを外して御報告いただくこともあります。

○議長（山口耕司）日程第一、議第二号、議第七号、議第十号、議第十三号、議第十九号及び議第二十号の六議案を一括して議題といたします。  
本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会藤富美恵子委員長。

〔総務文教常任委員長 藤富美恵子登壇〕

○総務文教常任委員長（藤富美恵子）ただいま議題となりました、議第二号、議第七号、議第十号、議第十三号、議第十九号及び議第二十号の六議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、三月九日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二号 五條市立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、五條市立認定こども園が設置されることに伴い、関係する条例について規定の整備を行うため、本条例を制定しようとするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、統廃合により校医師、校歯科医の人数が減ることになるが、医師の選定方法をただしたのに対し、「五條市医師会と教育委員会事務局で協議し、適正な医師の配置を行っている。」との答弁があり、委員から、報酬等をただしたのに対し、「校医師、保育所嘱託医等を合わせて全体で医師が三人、歯科医師が五人減員となることにより、八十四万二千円の減額となる。」との答弁があり、本案につきま

しては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七号 公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員を公益的法人等への派遣の対象とするため、本条例を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、市内の派遣先となり得る公益的法人をただしたのに対し、「社会福祉法人五條市社会福祉協議会、公益社団法人五條市シルバー人材センター、社会福祉法人五條市社会福祉事業団大塔ライフハウス等である。」との答弁があり、委員から、会計年度任用職員が派遣される期間の人件費はどちらが負担するかをただしたのに対し、「派遣先において本市の関連業務を行うことが前提で、本条例で本市が人件費等について支給することができると定められており、基本的に派遣先の団体と本市との間で協定を締結し、人件費についてどちらが負担するかを明記する。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十号 五條市立中央公民館条例等の一部改正につきましては、公の施設の管理について、本条例の本則において指定管理者が行うと定めており、市が直営管理できる場合については、本条例の附則において指定管理者の指定を取り消した場合等限定的に定めているものについて、市の管理権限を明確にし、本条例の本則において市が直営管理もできるよう改正するためのもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、本条例可決後における中央公民館の管理等をただしたのに対し、「令和四年四月一日から市の直営管理となるが、早期に指定管理者を指定するため、令和四年三月四日から公募を行っている。」との答弁がありました。

また、委員から、本条例を改正する必要性をただしたのに対し、「附則で、指定管理者を取り消した場合や、指定管理者が解散した場合、市が直営管理を行うことができるようになっていくが、本則で定めることにより、管理権限を明確にするためである。また、現在の指定管理期間が終了すれば令和四年四月一日以降、指定管理者が決定するまで休館となることも想定できるため、本条例を改正させていただく。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十三号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正につきましては、指定管理者に係る規定の見直し並びに管理運営費の節減及び利用の効率化を図るため、本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、令和三年十二月定例会において、利用団体に説明は行っていないとの答弁であったが、それ以降、説明を行ったかをただしたのに対し、「七団体に趣旨説明を行い、御理解をいただき承諾を得た。」との答弁がありました。

また、委員から、説明を行ったときにどのような意見があったかをただしたのに対し、「休館日については、条例第八条により市長が承認

を行った場合は開館させていただくことを説明した。また、意見については、今までどおりそのような場合は開館していただけるなら構わないということ御理解をさせていただいた。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十九号 奈良県広域消防組合規約の変更につきましては、組合議会議員の人数、選任方法及び任期を変更するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、各区分から選出する際の調整方法をただしたのに対し、「詳細は分からないが、第六区分において二期に一回は全ての町村から選出できるようにするための改正である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第十二号）議定につきましては、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正で、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五億二千七百八十七万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百四十五億四千四百六十六万二千円とするもので、歳出予算の主な内容は、一般管理費、給料、職員手当等及び共済費の追加一億二千五百七十八万五千元、基金費積立金の追加二億一千六百万円、土地・家屋台帳ファイリングシステム構築業務委託料二千二百八十一万四千元、南和広域医療企業団負担金の追加一千八百八十五万円、ため池調査業務委託料の追加一千七百万円、電子図書館システム導入業務委託料九百五十七万円等であり、歳入予算の内容は、地方特例交付金四千九十六万五千元、地方交付税三億一千七十三万八千元、国庫支出金七千九百三十三万二千元、県支出金三千九百七十一万七千円及び繰越金五千七百三十二万五千元を追加し、歳出予算との均衡を図ったもので、繰越明許費補正予算の主な内容は、土地・家屋台帳ファイリングシステム構築業務委託料二千二百八十一万四千元、後期高齢者医療特別会計繰出金一千四百二十八万八千元、道路新設改良事業五千七百六十万円等を繰り越すもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、公共交通車両感染防止対策費補助金をただしたのに対し、「県の補助制度を活用し、事業執行される市内の交通事業者が所有するバス車両十七台及びタクシー車両二十六台の合計四十三台を、事業者が抗菌コーティング剤を噴霧し抗菌処理を行う事業に対し、事業者負担の一部を市が補助するものである。」との答弁がありました。

また、委員から、職員退職手当基金積立金の追加についてただしたのに対し、「今年度末の残高は約二億一千八百万円であるが、今後、職員の退職が毎年あるため、そのときに備えて積立てを行う。」との答弁がありました。

また、委員から、土地・家屋台帳ファイリングシステム構築業務委託料をただしたのに対し、「現在、土地台帳約二百八十冊及び家屋台帳

約七十冊が紙媒体で保存されているが、劣化が進んできており、各台帳を電子情報化し、検索機能をつけて閲覧の用に供することができるようにする。」との答弁がありました。

また、委員から、今後紙媒体を使用しているものについて計画的に電子化を進めていくかをただしたのに対し、「計画的に進めていく必要があり、全庁的に取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

また、委員から、中山間地域所得確保対策補助金をただしたのに対し、「奈良県枝物輸出促進協議会への補助を予定しており、切り花全般の国内需要が低迷し、枝物の需要も減少傾向にあり、近年では、中国、香港、ベトナム等が増加傾向にあるため、国内外の市場に関する調査、農産物加工品に関する動向調査、生産戦略及び販売戦略の検討等について補助をするもので、財源は全て県支出金である。」との答弁がありました。

また、委員から、電子図書館システム導入業務委託料をただしたのに対し、「時間や場所にとらわれず、インターネットが利用できる環境であれば、電子書籍の検索や貸出し、返却、閲覧等ができるシステムを導入する。」との答弁がありました。

また、委員から、ため池調査業務委託料の追加についてただしたのに対し、「防災重点ため池が百六十七池あり、劣化状況調査を今後四年間で行う予定であるが、今回二十一池の劣化状況調査を行う。」との答弁があり、委員から、調査が終了したため池で耐震工事をしなければならぬ池があるかをただしたのに対し、「三池は調査が終了したが、危険という判断ではない。」との答弁がありました。

また、委員から、繰越明許費補正における道路新設改良事業をただしたのに対し、「市道大津相谷線道路改良事業二千万円、市道旧岡中線道路改良事業に伴う用地測量業務八百万円、市道旧岡中線及び市道岡口三号線道路改良事業に伴う用地購入費一千二百万円並びに市道岡口三号線道路改良事業に伴う建物移転補償費一千七百六十万円である。」との答弁があり、委員から、工事が遅れている路線の進捗状況をただしたのに対し、「市道大津相谷線において令和三年度に用地買収を完了し、令和四年度に仮設道路を施工し、令和四年度から令和五年度において道路工事を施工する計画である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「五條市地域公共交通計画の策定について」報告を受けた次第であります。  
以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第二号、議第七号、議第十号、議第十三号、議第十九号及び議第二十号の六議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本六議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本六議案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第二、議第三号、議第二十一号、議第二十二号及び議第二十三号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、議第三号、議第二十一号、議第二十二号及び議第二十三号の四議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、三月九日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三号 五條市空家等の適正管理に関する条例の制定につきましては、市民の生命、身体または財産の保護等を目的として実施する空き家等に起因する危険を回避するための措置等に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、空き家において適正な措置と判断する基準等をただしたのに対し、「特定空家の定義としては、放置しておくことと倒壊となるおそれがある状態等の四項目があり、周囲に迷惑をかけないよう他人の生命、財産等に損害を与えないようにすることが適正な管理である」と考える。」との答弁があり、委員から、危険な空き家の調査方法をただしたのに対し、「危険な空き家の連絡があれば現地確認を行い、さらに詳細な調査が必要である場合は、所有者を特定し調査を行うことは可能である。建物の傷みが周辺環境に悪影響を及ぼすかなどが特定空家の重要な判断基準となる。」との答弁がありました。

また、委員から、所有者が経済的理由等により空き家を解体することができない場合、市としてどのような対策を講じるのかをただしたのに対し、「所得制限により住民税所得割非課税の方が対象となるが、空き家の解体費用に対して二分の一の補助率で最大五十万円という補助制度を活用し、解体することを考えているが、個人の財産は個人で管理することが大前提であり、所有者が解体することが基本である。経済的理由等で解体することができない場合は、放置しておくことと周辺環境に悪影響を及ぼす空き家については、法律で行政代執行まで定めている。行政代執行を行うと、所有者に請求することになるので、市が無料で行うことは法律上難しく、自己責任において解体することが一番よいと考える。」との答弁がありました。

また、委員から、本条例を制定することによる今までの違いをただしたのに対し、「今は市が直接措置を行うことはできないが、本条例を制定することにより市が直接措置を行うことができ、もしくは市から委託を受けた業者が措置を行うことができるようになる。」との答弁があり、委員から周知方法をただしたのに対し、「市のホームページに掲載し、状況等を見ながらチラシ等の配布、回覧等、今後検討していきたい。」との答弁がありました。

また、委員から、現在の空き家の軒数を把握しているかをただしたのに対し、「毎年増加していると思うが、平成二十八年度調査時点において一千百六十六棟の空き家を確認している。」との答弁があり、委員から、市道等に隣接した空き家が倒壊し市道等を塞いだ場合、その処理は市が行うかをただしたのに対し、「市道等を塞いだ場合は、緊急性もあるため道路構造令に基づき市が処理を行うが、費用については所有者を特定し請求することになる。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。



次に、議第二十一号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千八百六十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十一億九百七十万円とするもので、歳出予算の主な内容は、医療費が当初の見込みを上回り不足が生じるため、一般被保険者療養給付費六千八百六十万円を追加するもので、歳入予算の主な内容は、保険給付費等交付金を追加し、歳出予算との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、現在のコロナ禍における減免申請の件数をただしたのに対し、「令和三年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請として、今回の補正予算における件数は八件である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十二号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定につきましては、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四百二十六万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十一億五千九百六十七万八千円とするもので、歳出予算の内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、人との接触を分散するため、介護保険料コンビニ収納を導入するに当たり、介護保険システム改修業務委託料七百九十二万円の追加並びに人件費を三百六十五万八千円更正減するもので、歳入予算の内容は、一般会計繰入金四百二十六万二千円を追加し、歳出予算との均衡を図ったもので、また、繰越明許費補正予算については、介護保険システム改修事業の適正事業期間を確保するため、令和四年度へ繰り越すもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、コンビニ収納を利用する想定人数をただしたのに対し、「百人程度を想定している。」との答弁がありました。

また、委員から、周知方法をただしたのに対し、「広報五條及び市のホームページを基本として、令和四年七月に発送予定の当初納入通知書にチラシを同封し周知したい。」との答弁がありました。

また、委員から、コンビニ納付を利用することができることを店舗に何らかの形で表示を行うかをただしたのに対し、「提携している全国のコンビニで納付することができ、納付書裏面にコンビニ名を明記している。」との答弁がありました。

また、委員から、一年間にかかる費用をただしたのに対し、「一回当たりの手数料六十七円及び初期導入費用として初年度のみ五万五千元が必要である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十三号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)議定につきましては、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千七百四十四万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億二千四百七

十四万一千円とするもので、歳出予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コンビニで保険料納付を導入するための後期高齢者医療保険料システム改修業務委託料一千四十二万八千円の追加及び保険料等負担金が当初の見込みを上回り、不足が生じるため一千六百六十三万円を追加するもので、歳入予算の内容は、後期高齢者医療保険料一千六百六十三万円の追加及び一般会計繰入金一千八十一万一千円を追加し、歳出予算との均衡を図ったもので、また、繰越明許費補正予算については、後期高齢者医療保険料システム改修事業の適正事業期間を確保するため、令和四年度へ繰り越すもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、介護保険システム改修業務委託料と比較して、費用が高額であるがその違いをいただいたのに対し、「後期高齢者医療保険料システムについては、住民基本台帳ネットワークシステムにおける後期高齢者医療保険料システムで収納、納付書を発行するシステムとは別に、滞納管理システムにおいても納付書等の発行をしており、二つのシステムを改修することにより高額となる。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「県域水道一体化に向けた検討状況について」、「新型コロナウイルスワクチン接種について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第三号、議第二十一号、議第二十二号及び議第二十三号の四議案を一括して採決いたします。



お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十一時五分まで休憩いたします。

午前十時四十九分休憩に入る

午前十一時五分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

なお、各委員会の委員長報告の際はマスクをつけたまま御報告いただきますが、長時間にわたる場合はマスクを外して御報告いただくこともあります。

○議長（山口耕司）次に日程第三、議第九号及び議第二十四号から議第三十二号までの十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会吉田雅範委員長。

〔予算審査特別委員長 吉田雅範登壇〕

○予算審査特別委員長（吉田雅範）ただいま議題となりました、議第九号及び議第二十四号から議第三十二号までの十議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、三月九日の本会議におきまして、令和四年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、例年、委員は七人でしたが、今年度に限り委員の数は五人とし、委員には、藤富美恵子議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員、養田全康議員と私、吉田雅範の五人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、吉田雅範が、副委員長に養田全康委員がそれぞれ互選されました。

次に、審査日程、審査順序及び審査方法等につきまして、協議した結果、審査日程については三月十四日、十五日及び十六日の三日間とすること並びに審査順序は、予算関連議案の議第九号について、提案者の説明を受け審査を行い、次に、給与費関係について、提案者の説明を受け審査を行い、次に、部局ごとに一般会計歳出予算の審査並びに特別会計、企業会計を含む部局は、一般会計歳出予算の審査及び特別会計、企業会計歳入歳出予算の審査を行い、次に、一般会計歳入予算の審査を行い、最後に総括質問を行うことといたしました。

以下、十四日に開会いたしました本委員会の質疑の概要と審査の結果を御報告します。

初めに、議第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を踏まえた改定を行うもので、委員から、各手当に該当する人数及び金額をただしたのに対し、「地域手当が五人、約百六十六万円、時間外勤務手当が二百六十八人、約一千五十万円及び管理職手当が百九人、約二百七十五万円それぞれ増額となり、また、期末手当が三百七十人、約一千七百八十万円及び特殊勤務手当が十三人、約一万三千元それぞれ減額となる。」との答弁がありました。

次に、一般会計及び特別会計における給与費の審査を行い、委員から、令和三年度における退職者三十二名の内訳をただしたのに対し、「定年退職十二人、早期退職五人及び自己都合退職が十五人である。」との答弁がありました。

次に、部局ごとの審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。  
初めに、市長公室についてであります。

一、広報紙等個別配布業務委託料をただしたのに対し、「新聞未購読世帯に個別配布しており、登録者数は現在約二千六百件で、毎年若干増えている。」との答弁がありました。

二、職員健康診断委託料の委託先をただしたのに対し、「奈良県市町村職員共済組合及び奈良市総合医療検査センター組合である。」との答弁がありました。

三、路線バス運行維持対策費負担金をただしたのに対し、「奈良交通株式会社が運行している地域間幹線である高田五條線、八木五條線及び八木新宮線の三路線に合計一千六十六万七千円並びに市内完結型路線である五條城戸線に二千二百三十一万九千円を負担するものである。」との答弁がありました。

四、ふるさと五條市応援寄附金の令和四年度の見込額をただしたのに対し、「一億八千万円である。」との答弁がありました。

次に、総務部、選挙管理委員会についてであります。

五、くすのきイルミネーション設置委託料の目的をただしたのに対し、「新庁舎開庁一周年記念イベントとして、新庁舎のシンボルであるくすのきにイルミネーションを設置し、さらなるにぎわいの創出を図る目的である。」との答弁がありました。

六、公用車等駐車場現状復旧工事をただしたのに対し、「旧庁舎使用時に公用車等駐車場用地として借用していた二か所を現状復旧し、所有者に返還するための整備工事である。」との答弁がありました。

七、用地購入費の所在地をただしたのに対し、「二見五丁目地内二筆で合計八百九十三・九五平米である。もう一件は、新庁舎北側の岡口二丁目地内二筆及び岡町地内一筆の合計三筆で千五百一十一・八四平米である。」との答弁があり、委員から、新庁舎北側の土地の将来的な計画をただしたのに対し、「市として防災、災害等への対応に非常に有用な土地であると判断し取得したものである。具体的な計画はまだ決まっていない。」との答弁がありました。

八、公共施設マネジメントシステム使用料が令和三年度と比較して減額となっている理由をただしたのに対し、「現在使用しているシステムは、令和三年度末をもってリース契約が終了するため、令和四年度において、新たにより安価なシステムを導入する予定である。」との答弁がありました。

九、時事通信情報使用料について、情報を利用しての部署の利用状況をただしたのに対し、「四十五回線を使用し、部長及び関係課長に割り当て、時事通信社の情報サイトから情報収集を行っている。」との答弁がありました。

十、庁舎跡地活用調査業務委託料をただしたのに対し、「庁舎跡地活用に民間活力の導入等、専門的な知見を有する民間企業に委託する予定であり、内訳としては、必要データの収集、庁舎跡地の活用案の整理、事業手法検討のための基礎調査、コンセプト及び整備方針の取りまとめ、委員会の運営支援、報告書の作成等である。」との答弁がありました。

次に、公債費及び予備費については、質疑がありませんでした。

次に、危機統括室についてであります。

十一、今後の自衛隊誘致促進事業をただしたのに対し、「今後も一市三町八村で構成する県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会として、防衛省に陸上自衛隊駐屯地誘致の早期実現に向け、要望活動を行ってまいります。」との答弁がありました。

十二、消防団員の人数及び一年間の報酬額をただしたのに対し、「令和三年度は五百十人であり、団長十二万円、副団長九万円、方面隊長八万円、分団長七万円、副分団長四万五千円、部長三万五千円、班長三万五千円及び団員三万円である。」との答弁がありました。

次に、すこやか市民部についてであります。

十三、コンビニ交付運営負担金をただしたのに対し、「証明書等をコンビニ交付している参加団体の運営負担金であり、地方公共団体情報システム機構に支出するものである。」との答弁がありました。

十四、子ども会育成会補助金の支出先をただしたのに対し、「五條子ども会の一団体である。」との答弁がありました。

十五、女性政策費の内容をただしたのに対し、「男女共同参画計画に基づき、研修等を実施してまいります。」との答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計、大塔診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計については、質疑がありませんでした。

次に、あんしん福祉部についてであります。

十六、ひとり暮らし老人見守り支援事業委託料をただしたのに対し、「社会福祉法人五條市社会福祉協議会に委託し、一か月に一回見守りを兼ねた配食を行っている。」との答弁があり、委員から、見守りの成果報告の方法をただしたのに対し、「報告書ではなく、変わったことや相談ごとがあれば、介護福祉課に連絡が入り、介護福祉課からその方に連絡をする。」との答弁がありました。

次に、介護保険特別会計については、質疑がありませんでした。

次に、産業環境部、農業委員会についてであります。

十七、土砂条例運用支援業務委託料をただしたのに対し、「土砂条例に基づく申請があった場合に、図面や計画書の積算内容の確認等、申請者の質問に対して専門的知識から助言してもらい回答するための委託料である。」との答弁がありました。

十八、刈草等たい肥化業務委託料の委託先をただしたのに対し、「たい肥を作っていたたくのは車谷町自治会であり、そのたい肥の袋詰め作業は市内の就労支援施設あすなる園等である。」との答弁がありました。

十九、九月定例会において可燃ごみの特小サイズを追加する条例改正が可決されたことにより、新規に製作した可燃ごみの特小サイズの容量等

をただしたのに対し、「容量は七リットルであり、六万枚の製作を行った。」との答弁があり、委員から、容量が小さいことをただしたのに対し、「高齢者が夏場にごみをためることなく、ごみ収集日に出せるような容量を想定したためである。」との答弁がありました。

二十、公害対策費、役務費、手数料が、令和三年度予算と比較して増額となっている要因をただしたのに対し、「不法投棄が増えているため、中止していた不法投棄の巡回パトロールを新たにを行うこと等によるものである。」との答弁がありました。

二十一、実証作物園管理業務委託料をただしたのに対し、「上野町のひまわり園及び菜の花園の管理である。」との答弁がありました。

二十二、中山間地域等直接支払事業補助金の申請団体数をただしたのに対し、「七十二団体である。」との答弁があり、委員から、申請団体が減少傾向にある要因をただしたのに対し、「人口減少及び高齢化が主な要因であると考える。」との答弁がありました。

二十三、林産物加工施設費が令和三年度と比較して増額となっている要因をただしたのに対し、「正職員一人の給与等の増額及び木質チップ材の製造販売を千四百五十トン計画しているに伴う原材料費の増額によるものである。」との答弁があり、委員から、千四百五十トンの木材の調達先をただしたのに対し、「五條市森林組合等から千五百トン、製材時に発生する端材百トン、工事による伐採木及び猿谷ダムの流木等百五十トン及び令和三年度の繰越し材五十トンを見込んでいます。」との答弁がありました。

二十四、五條市観光イメージアップ事業委託料をただしたのに対し、「五條市観光協会に五条駅前観光案内所の管理運営を委託し、観光促進パンフレットの印刷等も行っている。」との答弁がありました。

次に、災害復旧費についてであります。

二十五、林業施設災害復旧費、倒木除去等手数料をただしたのに対し、「林道等に倒木や土砂等の災害が起こった場合に除去するための費用である。」との答弁がありました。

次に、墓地事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計並びに水道事業会計については、質疑がありませんでした。

以上、午後三時五十三分に産業環境部、農業委員会までの審査を終了し、委員会は延会しました。

十四日に引き続き、十五日午前十時から審査を再開し、部局ごとの審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。

初めに、都市整備部についてであります。

二十六、児童遊園地管理委託料の委託先をただしたのに対し、「公益社団法人五條市シルバー人材センターである。」との答弁があり、委員から、遊具保守点検業務委託料の園数をただしたのに対し、「三十七園である。」との答弁があり、委員から、保守点検の回数をただしたの

対し、「一年に一回である。」との答弁がありました。

二十七、道路新設改良費、公有財産購入費をただしたのに対し、「市道岡中線及び市道東阿田西阿田線の用地購入費である。」との答弁があり、委員から、都市計画総務費、公有財産購入費をただしたのに対し、「五条駅南側の整備事業用地として基金から市に買い戻すための用地購入費であり、現在、駅前駐輪場及び五条駅前観光案内所として利用している場所である。」との答弁がありました。

二十八、公衆用トイレ維持管理委託料をただしたのに対し、「場所については、五条駅前及び大和二見駅前の公衆用トイレであり、委託先は、公益社団法人五條市シルバー人材センターである。」との答弁がありました。

次に、下水道事業会計については、質疑がありませんでした。

次に、教育委員会事務局についてであります。

二十九、図書館司書派遣業務委託料をただしたのに対し、「小学校二校及び中学校一校へ読書活動活性化事業として図書館司書を派遣し、読書活動の充実を図るためである。」との答弁がありました。

三十、ビニールハウス等設置工事設計業務委託料及びビニールハウス等設置工事をただしたのに対し、「西吉野農業高等学校の実習施設の充実を図る目的で、ビニールハウス、温室、農機具倉庫及び土肥料置場等をつくる計画である。」との答弁があり、また、委員から、予算見積りが高額であることから、見積り方法をただしたのに対し、「市内業者から参考見積りを徴取した。」との答弁がありました。

三十一、ICT教育関連機器借上料をただしたのに対し、「タブレット端末一千八百六十二台を、五年間リースしているうちの一年分のリース料である。」との答弁がありました。

次に、西吉野支所、大塔支所、出納室、議会事務局、監査委員事務局については、質疑がありませんでした。

以上、一般会計歳出並びに特別会計及び企業会計の審査を終了しました。

次に、一般会計歳入についてであります。

三十二、大塔ライフハウス光熱水費等負担金をただしたのに対し、「社会福祉法人五條市社会福祉事業団大塔ライフハウスは、本市が全額出資を行った社会福祉事業を行うための法人であり、本市とは別団体のため、電気料金、水道料金及びガス料金等を徴収するものである。」との答弁がありました。

以上、一般会計歳入の審査を終了し、次に、総括質問を行いました。



総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一、管理職の職員は管理職手当が支給されるため、時間外勤務手当は支給されないが、時間外勤務の時間を記録しているかをただしたのに対し、「記録するよう指示をしている。」との答弁があり、委員から、時間外勤務を行っている職員数と時間数をただしたのに対し、「一か月平均三十九時間まで時間外勤務を行っている職員が百八十一人、全体の六十四パーセント。四十時間から九十九時間まで時間外勤務を行っている職員が九十人、全体の三十二パーセント。百時間以上時間外勤務を行っている職員が十三人、四パーセントであり、合計二百八十四人が時間外勤務を行っている。」との答弁があり、委員から、百時間以上時間外勤務を行っている職員の健康管理体制をただしたのに対し、「代休の取得や医師のストレスチェックを受けるよう指示をしている。」との答弁があり、委員から、一か月に四十五時間を超える時間外勤務は、時間外勤務手当が不支給となり、代休を取得するよう指示をしていることは事実であるかをただしたのに対し、「そのとおりである。」との答弁があり、委員から、代休取得に対する管理体制をただしたのに対し、「所属長が確認し、代休を取得するよう指示をしている。また、令和四年度から新規に出勤システムを活用し、出勤簿等のペーパーレス化を図りパソコン上でデータ管理ができるよう改善を行い、時間外勤務手当の単価の見直しも含めた処遇改善を図る。」との答弁がありました。

二、令和四年四月に実施する機構改革は、各課における時間外勤務の実績を考慮し、ヒアリング等を行った上で実施するのかをただしたのに対し、「時間外勤務が多い課には、人事異動により職員数を増員し、できる限り職員の仕事量が公平となるよう考慮している。」との答弁があり、委員から、市民が来庁した際に、各課においてスムーズな連携が取れているかをただしたのに対し、「例えば、各種証明書の発行において、関係各課が情報共有を行うことによりスムーズに連携し、市民が何回も各課を行き来することがないよう調整を行っている。」との答弁があり、委員から、「所管が広範囲にわたる課があるが、どのように対応するかをただしたのに対し、「そのような課については、室長を置き対応する予定である。」との答弁がありました。

三、林産物加工施設に対する設備投資等をただしたのに対し、「平成二十九年度から平成三十一年度における事業費は一億三千七百五十三万七千円であり、内訳は、県補助金一千三百三十万一千円、地方債一億二千三百十万円及び一般財源百十三万六千円である。」との答弁があり、委員から、売上金額をただしたのに対し、「令和元年度約十万円、令和二年度約八百六十五万円及び令和三年度約一千四百八十七万円である。」との答弁がありました。

四、大塔地域で行っている児童発達支援施設について、市内の子供がサービスの提供を受けているかをただしたのに対し、「令和三年八月から

事業を開始しており、四人が登録している。市内の方から相談はあったが、市内の子供の登録はない。」との答弁があり、委員から、現在の状況をただしたのに対し、「大阪府等でアウトドアを中心として児童発達支援事業を行っている事業所からこれまで支援をしていただいていたが、コロナ禍の影響により事業所自体の経営状態が思わしくない状態となり、令和三年十二月以降、社会福祉法人五條市社会福祉事業団大塔ライフハウスへの支援は見送られている。」との答弁があり、委員から、今後、児童発達支援事業に対しどのような改善方法を考えているかをただしたのに対し、「社会福祉法人五條市社会福祉事業団大塔ライフハウスにおいて児童発達支援事業を行うのは困難な状況であり、現在一時休止となっている。今後、各方面の児童発達支援事業所等と連携し、何らかの形で当施設を活用できるように働きかけてまいりたいと考えている。」との答弁がありました。

五、職員の体調管理に関して、現在病気休暇を取得している職員数をただしたのに対し、「令和四年三月一日現在、八人である。」との答弁がありました。

六、簡易水道の未普及地をただしたのに対し、「西吉野町五地区及び大塔町十二地区である。」との答弁があり、委員から、西吉野地区の工事の完成予定をただしたのに対し、「小古田地区及び南山地区の南山ルートは、令和四年度末をめどに完成予定である。」との答弁がありました。

七、定期監査結果報告書において、業務が完了していないにも関わらず業務完了届を受け取った課に対して指摘事項があったが、なぜそのようなことになったかをただしたのに対し、「他の書類が提出されたときに、誤って受け取っており、本来、受注者が業務完了後に提出するべき業務完了届と一緒に提出しているのので、発注者から指導し返却しなければならぬが、そのまま受け取っていたこと等によるものである。」との答弁があり、委員から、契約書に押印や契約日の記載がなかった課に対して、なぜそのようなことになったかをただしたのに対し、「確認が不十分であったことによるもので、今後チェック体制を整え、役割分担を明確にし、対応してまいります。」との答弁があり、委員から、定期監査報告書の指摘事項全般をただしたのに対し、「確認を行っているにもかかわらず、このようなことが起こっていることは、大変遺憾であり、報告を受け取ってからすぐ対応について議論を行った。毎年同じことの繰り返しもあるので、再度検証し現在その対策を講じている。意識改革をする上においても今後機構改革を実施し、再度新たな形の中でチェック機関の体制を整え進めてまいります。」との答弁がありました。

八、上野公園総合体育館シダーアリーナにおける柔道畳の保管状況をただしたのに対し、「上野公園防災力強化棟一階の畳保管室において、台車に三十枚ずつ乗せ五百六十枚を保管しており、不定期ではあるが保管室の扉を開放し換気を行っている。」との答弁があり、委員から、最



近の柔道畳の使用状況をただしたのに対し、「コロナ禍の影響により、令和三年一月二十八日から三日間及び七月二十二日から三日間、それぞれ柔道大会で使用しているのみである。」との答弁があり、委員から、今後、柔道畳を有効活用することを考えているかをただしたのに対し、「災害時においてシダーアリーナが避難所となった場合等、有効活用できるのではないかと考える。また、柔道畳だけでなくシダーアリーナ全体のPRを市ホームページ等で行ってまいりたい。」との答弁がありました。

九、市道補修等の要望数をただしたのに対し、「毎年二百件程度の要望がある。」との答弁があり、委員から、優先順位のつけ方をただしたのに対し、「要望の中で、特に緊急性が高く市民の生命、財産に悪影響を及ぼすと判断される箇所は、できる限り早急に取り組んでいる。また、職員で対応可能な場合は、直ちに補修を行っている。」との答弁がありました。

十、学校適正化等により空き施設となる施設の維持管理及び防犯対策をただしたのに対し、「各施設を所管していた課が、維持管理を行う。また、敷地内の草刈り等、定期的に施設の点検等を実施し、地域の方々の協力を得ながら防犯、防火対策を進めてまいる。」との答弁がありました。

以上、午後四時四分に総括質問が終了し、委員会は延会しました。

十五日に引き続き、十六日午前十時から審査を再開し、その後意見調整のため暫時休憩となり、委員間協議を行い、再開後委員から、議第二十四号 令和四年度五條市一般会計予算議定に対する附帯決議が提出され、趣旨説明を行い、討論を省略し採決の結果、附帯決議を付することに決しました。

こうして当委員会に付託された十議案につきましては、慎重審査を経て、討論を省略し一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとするに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであります。

ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第九号及び議第二十四号から議第三十二号までの十議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本十議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本十議案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（山口耕司）次に日程第四、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）同第一号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第一号、五條市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

五條市教育委員会委員のうち大西修二委員の任期が本年六月二十日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

大西修二氏は、皆様も御存じのとおり、現在、教育委員会委員として本市教育の発展のため、御尽力をいただいているところであります。また、高等学校教諭を退職されてからも、非常勤講師として熱意を持って多くの子供たちの教育、指導に取り組んでいただいております。人格は高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有し、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

なお、任期につきましては、令和四年六月二十一日からの四年間であります。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司）次に日程第五、推第一号から推第三号までの三議案を一括して議題といたします。  
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

推第二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

推第三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第一号から推第三号までの三議案につきまして、いずれも人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員であります、竹原設治委員、坂上圭子委員、堂本 操委員の任期が令和四年六月三十日をもって満了となるため、その後任の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、竹原設治氏、坂上圭子氏及び堂本 操氏について同意をお願いしたく存じます。三氏は、人格、見識ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であります。

なお、任期につきましては、令和四年七月一日からの三年間であります。

議員各位には、御理解をいただき、御推挙を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本三議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司） 次に日程第六、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平田耕一） 発議第二号 五條市議会委員会条例の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

令和四年三月二十五日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 平岡清司

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。議会運営委員会平岡清司委員長。

〔議会運営委員長 平岡清司登壇〕

○議会運営委員長（平岡清司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第二号、五條市議会委員会条例の一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、本年四月一日からの機構改革に伴い、総務文教常任委員会と厚生建設常任委員会における所管の一部を、別紙議案書のとおり改正しようとするものであり、令和四年四月一日から施行するものであります。

また、委員会条例の一部改正に伴い、改正前の常任委員会と改正後の常任委員会の同一性が問題となりますので、委員長等の選任及び継続審査等について、経過措置を設けています。

以上、提案の趣旨説明を終わらせていただきます。議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立全員でございます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第七、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平田耕一）発議第三号 市長の専決処分事項についての一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

令和四年三月二十五日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 平岡清司

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。議会運営委員会平岡清司委員長。

〔議会運営委員長 平岡清司登壇〕

○議会運営委員長（平岡清司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第三号、市長の専決処分事項についての一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、市長の専決処分事項を追加することにより、市全体の事務の効率化を図るため、市長の専決処分事項についての一部を、別

紙議案書のとおり改正しようとするものであります。

以上、提案の趣旨説明を終わらせていただきます。議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。  
ありがとうございます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第八、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平田耕一）発議第四号 議第二十四号 令和四年度五條市一般会計予算議定に対する附帯決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

令和四年三月二十五日提出

提出者 五條市議会予算審査特別委員会 委員長 吉田雅範

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。 予算審査特別委員会吉田雅範委員長。

〔予算審査特別委員長 吉田雅範登壇〕

○予算審査特別委員長（吉田雅範） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第四号、議第二十四号 令和四年度五條市一般会計予算議定に対する附帯決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

議第二十四号 令和四年度五條市一般会計予算議定に対する附帯決議（案）

現在、本市の財政状況は、令和二年十一月に県から実質公債費比率が県内ワースト四位、将来負担比率が県内ワースト五位となっていることから、「重症警報」が発せられ、依然として本市の財政は非常に硬直的な状態となっている。

昨年十一月に新庁舎が竣工し、学校適正化事業による校舎整備事業及び認定こども園建設事業も令和三年度にほぼ完了した。

令和七年度から、これらの公債費の支払いが開始されると聞いている中において、来年度から、働き方改革を含めたスリム化した機構改革が実施されることになっている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの市民が不自由な生活を強いられ、経済的にも苦しんでいる中において、本年九月で十一年が経過する紀伊半島大洪水の復旧復興を祈って多くの事業を承認してきた。

しかし、余りにも無計画な事業が継続されている予算に対し、議会としても今後調査をしなければならぬと考えるが、理事者側にさらなる事業の見直し及び検証並びに事業主体の健全化を強く求めるものである。

なお、現状と今後の見直し及び年度ごとの事業報告を求める。

以上、決議する。

令和四年三月二十五日提出

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

ありがとうございます

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）七番岩本 孝議員。



○七番(岩本 孝) 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまの附帯決議に対する私の意見を申し述べまして……、

○議長(山口耕司) 岩本議員、今は質疑の時間です。(「質疑の中で私の意見を言わせてもらったらあかんですか。」の声あり) 質疑を認めます。質疑以外は認めません。(「はい。そしたら次いきます。」の声あり)

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(山口耕司) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。(「七番」の声あり)

本案は起立により採決いたします。(「七番」の声あり) 七番岩本 孝議員。

○七番(岩本 孝) 先ほど申しましたように、この附帯決議に対しては何も文句はありません。しかし、私、予算委員会の委員としても参加しておいて、この文章の内容が「余りにも無計画」とここに表示されておりますが、私、予算委員会で……、恥を忍んで今言わせてもらっています。しかし、これは議事録として後世まで残ることです。この中で議会としましても、予算も事業計画も承認してきました。それを「余りにも無計画で」ということを、この文言について異議がございます。

以上が、私の意見でありますので、これより退席させていただきます。

○議長(山口耕司) お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口耕司) 退席者以外全員起立でございます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(山口耕司) 次に日程第九、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長(平田耕一) 発議第五号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

令和四年三月二十五日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 平岡清司

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。議会運営委員会平岡清司委員長。

〔議会運営委員長 平岡清司登壇〕

○議会運営委員長（平岡清司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第五号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、本条例の一部を、別紙議案書のとおり改正しようとするものであり、令和四年四月一日から施行するものであります。

今般の改正により期末手当の年間の支給割合は、現行の三・三五月分から三・二五月分となり、〇・一月分の引き下げとなるもので、昨年十二月期末手当における引き下げとなるもので、昨年十二月期末手当における引き下げ相当額については、本年六月期末手当において調整するものであります。

以上、提案の趣旨説明を終わらせていただきます。議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出  
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（山口耕司）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十八日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたし  
たいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和四年度各会計予算をはじめ重要案件の審議に終始御熱心に精励を賜り、厚く御礼を申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重さ  
れ、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。

以上で、閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和四年五條市議会第一回三月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

定例会の期間中、本会議や委員会において慎重な審議を賜り、令和四年度一般会計予算をはじめ、全議案について原案のとおり御議決をいただき、心からお礼を申し上げます。

議員各位より賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さて、先ほど吉田予算委員長から附帯決議について説明がありました。附帯決議に対しては謙虚に承りたいと考えておりますが、その内容に対して、大変私は理解をしております。

まず第一点目に対して、この附帯決議の中に、「本年九月で十一年が経過する紀伊半島大水害の復旧復興を祈って多くの事業を承認してきました。しかし余りにも無計画な事業が継続されている予算に対し、議会としても今後調査をしなくてはならないと考えている。」との内容がありました。全く理解できません。今まで十一年間という災害復旧復興に対して、それは私たちも事業計画を持ちながら進めてきたわけですが、それに対して予算も通していただいています。決算の認定も受けている、しかしながら今になってそういうことを言うことに対して、……

○議長（山口耕司）市長に申し上げます。閉会の挨拶でございますので、ここは今議論する場所ではございませんので。

○市長（太田好紀）いや、これは私の閉会挨拶に含めての総評として言っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そういう中において、大変附帯決議の意味に対しては謙虚に受けておりますけれども、今言ったように、議会の承認もしながら、また決算の認定もしながら、このようなことを言うことに対して大変憤りを感じているのも事実であります。

もう少し勉強していただきたいなあと、議会の意義というものを、そして議会の立場というのをよく尊重して進めていただきたいというのが私の思いであります。無計画な計画というのは、一切私たちははしております。ただこのいろんな事業に対し、その後の経過に対しての誤りや計画が変わったことも当然あるので、それは謙虚に私たちも見直すところは見直していきたい、またそういう考えで今後も進めておりますけれども、議会の立場と行政の立場は全く違う、その中においての今の「無計画」という言葉、これは大変私は納得しておりませんので、そこらを踏まえての議会の対応というのは、災害があったからといって承認してきたというのは余りにも無責任な言い方ではないでしょうか。そこは、私は大変理解をできるわけではありません。議員としての資質をもっと高めていただいて、そして今後ますます五條市が発展するよ

うな形の中で進めていただきたいなというふうに思います。

最後になりましたが、議員各位には時節柄一層御自愛いただき、市民福祉向上のため御精励をいただきますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（山口耕司） これをもちまして、令和四年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後一時五十七分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 山口耕司

署名議員 福塚 実

署名議員 吉田 雅範

署名議員 藤 富美恵子

